

武雄市公示第 20 号

若木公民館建設事業 建築主体工事について、建設工事共同企業体による指名競争入札を執行するので、武雄市建設工事共同企業体取扱要領（平成 18 年武雄市訓令第 27 号）第 8 条の規定により次のとおり公示します。

令和 7 年 4 月 11 日

武雄市長 小 松



1. 工事に関する事項

(1) 工 事 名 若木公民館建設事業 建築主体工事

(2) 工事場所 武雄市若木町大字川古 7474 番地

(3) 工事概要 【新営】建築工事 一式

木造平屋建て 床面積：640.24m² 建築面積：674.56m²

(仮設工事、地業工事、土工事、鉄筋工事、コンクリート工事、型枠工事、防水工事、タイル工事、木工事、屋根及び樋工事、金属工事、左官工事、建具工事、ガラス工事、塗装工事、内外装工事、ユニット及びその他工事、外構工事)

(4) 予定工期 武雄市議会の議決の日の翌日から令和 8 年 2 月 27 日まで

2. 共同企業体に関する事項

(1) 構成員の資格要件（公示日時点において、資格要件を有するものに限る。）として、すべての構成員が次の各号の資格要件を満たすものとする。

- ① 武雄市建設工事入札参加者の資格に関する規則第 3 条の要件を備えた者であること。
- ② 武雄市内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に基づく建設業の許可を受けた主たる営業所（以下「本社」という。）を有する者であること。
- ③ 建築一式工事について、建設業法第 15 条の規定による特定建設業の許可を有する者であること。
- ④ 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第 2 条第 3 項により、令和 7・8 年度における建築一式工事の A 級の決定を受けた者であること。
- ⑤ 建設業法第 26 条に規定する主任（監理）技術者を施工現場に専任で配置できること。
- ⑥ この公示の日から入札参加申請書提出期限の日までの間に武雄市建設工事の請負に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていないこと。

(2) 構成員の数

2 者とする。

(3) 出資比率

すべての構成員が 30%以上の出資比率であること。ただし、代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(4) 存続期間

① 当該工事の契約相手方となった者

当該工事に係る請負契約の履行後 3 箇月を経過する日まで

② 当該工事の契約相手方とならなかった者

当該工事に係る請負契約の相手方が確定する日まで

3. 入札参加申請書及び提出資料

- | | | |
|--------------------|---|---------------|
| (1) 資格審査申請書（共同企業体） | } | (1) ～ (3) 袋綴じ |
| (2) 建設共同企業体協定書 | | |
| (3) 共同企業体編成表 | | |

(4) 配置予定技術者調書【保険証及び監理技術者の資格証明書の写し】

(5) 配置予定技術者に係る施工実績を証する書類

- ・工事請負契約書
- ・建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認申請書（副）全面又は財団法人日本建設情報総合センターが発行した登録内容確認書（コリンズ）

4. 提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限 令和 7 年 4 月 18 日（金）15 時まで
- (2) 提出場所 武雄市財政課契約検査係

5. 指名業者の決定

- (1) 提出資料の審査結果を基に、本市の指名基準により武雄市建設工事入札参加者資格審査委員会において指名業者を決定する。
- (2) 指名した者に対しては、電子入札システムにおいて指名入札の通知を行う。
- (3) 指名されなかった者に対しては、非指名通知書によりその理由を通知する。

6. 問い合わせ先

武雄市財政課契約検査係 電話 0954 (23) 9320